

小笠原海運株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原海運株式会社	平成29年10月24日及び25日	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	総務局	平成29年10月23日及び26日	

2 団体の概要

設立の目的	海運業等を目的として設立	
主な沿革	昭和43年6月 米国から小笠原諸島返還 昭和44年9月 東海汽船株式会社及び近海郵船株式会社の出資により小笠原海運株式会社設立 昭和47年4月 東京・父島間（航路距離998km）に定期航路を開始 椿丸（1,016トン）が就航 昭和48年4月 椿丸に替え、父島丸（2,616トン）が就航 昭和54年4月 父島丸に替え、おがさわら丸（3,553トン）が就航 平成9年3月 おがさわら丸（3,553トン）に替え、おがさわら丸（6,700トン）が就航 平成27年6月 新船舶起工 平成28年7月 おがさわら丸（6,700トン）に替え、おがさわら丸（11,035トン）が就航	
事業の概要	東京・父島間を結ぶ貨客の定期航路事業等	
所在地	（本社）東京都港区芝浦三丁目7番9号 （父島営業所）東京都小笠原村父島字東町	
組織（注1）	4部1所	
人員（注1）	役員 6名（代表取締役2名（うち社長1名）、常務取締役2名、監査役2名（常務取締役1名を除き非常勤）） 従業員 63名	
都との関係（注2）	補助金	31億4,458万2,000円（平成27年度交付額） 10億1,456万6,000円（平成28年度交付額）

（注1）数値等は、平成29年3月31日現在

（注2）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）は、国及び都に対し、小笠原諸島と他の地域との間の物資の流通等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上交通等の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに物資の流通等に要する費用の低廉化について特別の配慮を求めている。このため、都は、会社に対し、表1のとおり、補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象（補助率）	交付額			
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	計
小笠原諸島離島航路船舶建造費補助金	小笠原諸島離島航路船舶建造費補助金交付要綱	小笠原諸島における離島航路に就航する船舶を建造するための設計又は建造に係る事業に要する費用 (1/2)	339,120	3,136,732 (410,850)	1,007,006 (136,950)	4,482,859 (547,800)
小笠原諸島生産物貨物運賃補助金	小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱	農漁業生産物及び関連物資の運搬に要する輸送費 (1/2)	9,385	7,850	7,560	24,795
合計			348,505	3,144,582 (410,850)	1,014,566 (136,950)	4,507,654 (547,800)

(注) 交付額のうち、括弧内の金額は、小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要綱に基づく国土交通省からの交付額であり、内数である。

### 第3 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行に関する事項

##### (1) 監査の観点

本監査では、小笠原海運株式会社（以下「会社」という。）の補助対象事業について、主に、補助対象となる船舶の建造費が過大に算定されていないかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

##### (2) 事業実績

小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき都が定める小笠原諸島振興開発計画（計画期間：平成26年度から平成30年度まで）（以下「計画」という。）は、旧船舶が耐用年数を超えて運行されていること等から、新船舶を建造し、旧船舶に替え、平成28年度の就航を目指すこととした。

これを受けて、都等は、新船舶の建造費の一部を補助し、設計については平成26年度に、建造については平成27年度及び平成28年度に行われ、会社は、しゅん工した新船舶を「おがさわら丸」として平成28年7月に就航させた。

新船舶は、旧船舶に比べ、大型化、高速化等が図られた結果、会社が運行する東京・父島間の定期航路に要する所要時間が短縮される等、村民等の利用者の利便性が向上することとなった。

また、計画は、農水産物等の小笠原諸島・本土間の輸送費について、安定的かつ継続的に支援する必要があるとし、都は、輸送費の一部を補助している。

この生産物貨物運賃補助金について、平成26年度から平成28年度にかけて交付額が逡減しているが、これは、同補助金交付要綱では農業協同組合及び漁業協同組合（以下「協同組合」という。）を経由する貨物のみを補助対象としており、協同組合を経由しなかったり、宅配便に移行したりした貨物が増加したことに伴うものである。

都は、補助対象貨物に係る輸送費の一部を補助することにより、輸送費の商品価格への転嫁を抑制し、住民生活の安定及び産業の振興を図った。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

#### 第4 補助対象事業の概要

##### 1 事業実績

(表2) 新旧船舶（おがさわら丸）の概要

	就航期間	種類 用途 船質	所有者	総トン数	旅客 定員 (人)	航海 速力 (ノット)	寸法 (m)	所要 時間 (時間:分)
旧	平成 9年3月 ～ 平成 28年6月	汽船 (ディー ゼル)	小笠原海運(株)	6,700	768	22.5	全長 131 幅 17.2	25:30
新	平成 28年7月 ～	貨客船  鋼	小笠原海運(株) 鉄道・運輸機構(注)	11,035	894	23.8	全長 150 幅 20.4	24:00

(注) 正式名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）である。会社は、船舶建造資金89億6,571万8,000円について、都等からの補助金44億8,285万9,000円及び自己資金14億4,940万4,000円のほか、機構からの借入金30億3,345万5,000円により賄っている。

なお、借入金の償還後は、所有者は会社のみとなる。

(表3) 就航実績

	平成 26年度	平成 27年度	平成28年度		
			平成28年4月 ～ 同年6月	平成28年7月 ～ 平成29年3月	計
就航船	おがさわら丸 (6,700ト)		おがさわら丸 (11,035ト)		—
航海数(注)	68	63	16	44	60
欠航数	0	3	0	3	3
旅客数(人)	54,135	50,529	12,000	45,141	57,141
貨物取扱量(ト)	22,561	21,381	5,553	17,654	23,207

(注) 航海数とは、東京・父島間の航路の往復回数をいう。